

在外選挙人名簿登録申請書記載事項等変更届出書

公職選挙法施行令第23条の3第2項の規定により、貴領事官を経由して行う在外選挙人名簿の登録の申請に関し、下記のとおり届け出ます。

（領事官） 在スイス日本国大使 殿

2023年 7 月 21 日

フリガナ	ガイム	マイコ	生 年 月 日	性 別
氏 名	姓 外務	名 麻衣子	1982 年 5 月 26 日	☐ 男 ☒ 女
署 名 (必ず自署)	外務 麻衣子			
本 籍	☒ 都 ☐ 道 ☐ 郡 ☐ 市 ☐ 町 ☒ 区 ☐ 府 ☐ 県 ☐ 市 ☐ 村 東京 千代田 霞が関2丁目2			

届け出る事項が生じた年月日

2023 年 6 月 23 日

届け出る事項

- ☐ a 以下の事由に該当するため、貴領事官を経由して行う在外選挙人名簿の登録の申請を取り下げます。
- ☐ i 日本国籍を失った。
- ☐ ii 以下のように、貴領事官の管轄区域外に住所を移した。
（変更後の住所： ）
- ☒ b 住所、氏名その他の事項に変更がありました（a ii に該当する場合は除く。）。
- なお、変更があった事項は以下のとおりです。

☒ 住所	新住所 (外国語表記)	Name Maiko Gaimu-Meier Address Engestrasse 43 3012 Bern Switzerland
	新住所 (カタカナ表記)	スイス 国 ベルン ☒ 州 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 省 ☐ 郡

☐ 氏名	フリガナ	姓	名
☐ 本籍	旧氏名	旧本籍	
		☐ 都 ☐ 道 ☐ 郡 ☐ 町 ☐ 区 ☐ 府 ☐ 県 ☐ 市 ☐ 村	

☐ 住所以外 の送付先	☐ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）
	☐ 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更
☐ その他	☐ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）
	新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記) 希望される場合、必ず裏面の 注意事項をお読みください。

連絡先	電話番号(注) 031-300-2222	FAX番号(注)	メールアドレス consularsection@br.mofa.go.jp
-----	-------------------------	----------	--

（注）日本国内からも連絡がとれるように「国番号-地域番号-電話番号（FAX番号）」の順に記入してください。

- ☒ 本申請書をスキャンした電子情報を原本として取り扱うことに同意します。
- ☒ 本申請書は、スキャン後、領事官が廃棄することに同意します。

注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「届け出る事項」欄は、該当する□に✓をつけてください。
- 4 「届け出る事項」欄でbの□に✓をつけた場合は、変更があった事項について該当する□に✓をつけてください。
- 5 「新住所（外国語表記）」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
- 6 「新住所（カタカナ表記）」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□に✓をつけてください。
- 7 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□に✓をつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 8 在外選挙人名簿登録申請書の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」の□に✓をつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 9 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□に✓をつけてください。

特記事項